

香川県報



第 45 号

平成 16 年

6 月 8 日(火曜日)

目次

告示

救急病院又は救急診療所の認定

(医務国保課)

一

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

(水産課)

道路の区域変更

(道路保全課)

公告

落札者等の公示(三件)

(情報政策課)

二

特定計量器定期検査の実施

(計量検定所)

三

公安委員会規則

◎交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

告示

香川県告示第四百十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年六月八日

香川県知事 真鍋武紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地

一六四	平成十六年五月二十八日から平成十九年五月二十七日まで	医療法人社団 雙和会 クワヤ病院	高松市塩屋町一番地四
-----	----------------------------	------------------	------------

香川県告示第四百二十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調査を平成十六年六月八日から平成十六年六月二十二日まで香西漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十六年六月八日

香川県知事 真鍋武紀

一 発起人の住所及び氏名

- 高松市香西本町六六五番地三 新開 義明
- 高松市香西本町七〇八番地三 阿部 高広
- 高松市香西本町六五六番地二 津島 和博

二 加入区名称

香西加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

香西漁業協同組合

香川県告示第四百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年六月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年六月八日

香川県知事 真鍋武紀

一 道路の種類 国道(一般)

- 二 路線名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	(メートル)			
仲多度郡琴南町中通字皆野一二七 一番一地先から 仲多度郡琴南町中通字野口九三六 番三地先まで	前	四・八	三〇・八	五五七	交通安全施設工事による自転車歩行者道の新設
	後	二・六			
		三〇・八		五五七	

公 告

香川県公告第三百三十一号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。
平成十六年六月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 グループウェアシステム機器一式
- 二 調達方法 借入れ
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十六年四月二十三日
- 五 契約者の氏名及び住所 株式会社日立製作所四国支社 高松市中央町五番三二号
- 六 契約価格 月額 六、六二〇、二五〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当
- 八 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課 総務・IT推進グループ 電話番号 〇八七 八三一 三二四〇

香川県公告第三百三十二号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。
平成十六年六月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調達件名及び数量 インターネットシステム機器一式
 - 二 調達方法 借入れ
 - 三 契約方式 一般競争入札
 - 四 落札決定日 平成十六年四月二十六日
 - 五 落札者の氏名及び住所 富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
 - 六 落札金額 月額 六三九、五五五円
 - 七 入札公告日 平成十六年三月十六日
 - 八 落札方式 最低価格
 - 九 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県政策部情報政策課 総務・IT推進グループ 電話番号 〇八七 八三一 三二四〇
- 香川県公告第三百三十三号
- 特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。
- なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。
平成十六年六月八日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 調達件名及び数量 電子計算機システム一式
 - 二 調達方法 借入れ
 - 三 落札日 平成十六年五月二十一日
 - 四 落札者の氏名及び住所 日本電子計算機株式会社営業本部長 島尾英明 東京都千代

田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 一四、六二八、八〇〇円

六 契約の相手方を決定した手続 指名競争入札

七 指名競争入札の公示日 平成十六年五月十一日

八 担当課 郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県

政策部情報政策課 システムグループ 電話番号 〇八七 八三一 三二四一

香川県公告第三百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものに限る。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十六年六月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

1 検査区域

木田郡及び香川郡

2 検査期日

平成十六年七月十二日から同年八月三十一日まで

3 検査場所

当該特定計量器の所在の場所

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県琴平警察署の項中「仲多度郡琴平町三六一番地一」を「仲多度郡琴平町三二一三番地六」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年六月十一日から施行する。

平成十六年六月八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています